東京医科歯科大学病院感染制御部規則

（平成２５年１０月３１日
規 則 第 １ ０ ０ 号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院感染制御部（以下「感染制御部」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　感染制御部は、病院長の管理の下に、医療関連感染の予防、教育活動及び医療関連感染発生時に速やかに対応するため、また、抗菌薬を適正に使用するため、管理・指導を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　感染制御部は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 医療関連感染予防の監視に関すること。
(2) 医療関連感染予防と対策について、各診療科及び基盤診療部門等への教育に関すること。
(3) 医療関連感染発生時の対応に関する指導・助言。
(4) 医療関連感染に関する情報の収集、調査及び分析に関すること。
(5) 感染対策上のファシリティマネージメントの監視に関すること。
(6) 感染対策上のコンサルテーションに関すること。
(7) 抗菌薬使用の支援に関すること（モニタリング及びフィードバック）。
(8) 抗菌薬使用の適正化に関すること。
(9) 適切な微生物検査・臨床検査のための体制整備に関すること。
(10) 抗菌薬使用の評価測定実施に関すること。
(11) 抗菌薬適正使用の教育や啓発に関すること。
(12) 感染制御上、必要と思われる事項。

（職員及び職務）

第４条　感染制御部に、次の職員を置く。

(1) 部長
(2) 副部長
(3) 教員
(4) 医療技術職員
(5) その他必要な職員

２　部長は、大学院医歯学総合研究科、又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

３　部長は、病院長の命を受け、感染制御部の管理運営に当たる。

４　副部長は、大学院医歯学総合研究科、又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

５　副部長は、部長の職務を補佐する。

６　教員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

７　その他必要な職員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

８　職員のうち医師１名及びその他の職員２名は専任とする。

（選考）
第５条　部長及び副部長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。
２　部長及び副部長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
３　病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
４　部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
６　前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
７　前条第１項に掲げる職員のうち、部長又は副部長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（雑則）
第６条　感染制御部の運営等について、必要がある場合には、病院運営会議において審議する。
２　この規則に定めるもののほか、感染制御部の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）
第７条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
この規則は、平成２５年１０月３１日から施行し、平成２５年１０月１日から適用する。
附　則（平成２６年２月３日規則第４号）
この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年５月１９日規則第３７号）
この規則は、平成２６年５月１９日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。
附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）
この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。
附　則（平成２７年２月１７日規則第１４号）
この規則は、平成２７年２月１７日から施行する。
附　則（平成２８年３月２４日規則第２６号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成３０年５月８日規則第３５号）
この規則は、平成３０年５月８日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。
附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）
この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。
附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）
この規則は、令和３年１０月１日から適用する。